

八千代市
地域生活支援拠点等事業所
登録マニュアル

令和 6 年 4 月

はじめに

「地域生活支援拠点等事業」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 87 条第 1 項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に基づく事業で、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の 5 つの機能の一部を担う事業所につきましては、障害児者の緊急時に迅速な対応ができるよう、当市への届出（登録）にご協力をお願いします。

なお、前述の事業所においては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し市に届出（登録）をした場合、所定の加算の算定が可能となります（一部、届出（登録）をしなくても要件を満たせば加算の算定が可）。

本マニュアルは、八千代市における拠点等の機能を担い、協力及び連携を図る事業所が、届出（登録）を行う際の手続等についてまとめたものです。届出（登録）の際は、本マニュアルをお読みの上、手続を行ってください。

1 運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定する

拠点等の機能を担う事業所として届出（登録）を行う際は、以下の内容を参考に運営規程へ追加してください。

○運営規程への追加項目の記載例

追加項目の記載例	作成にあたっての留意事項
（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所） 第●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。 （1）相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。 （2）緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。 （3）体験の機会・場 病院や施設、親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。 （4）専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害のある者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能。 （5）地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。	各事業所の実態に応じて、（1）から（5）のうち実際に担う機能を記載してください。

※ 運営規程の変更届の提出について

- ・八千代市から指定を受けている特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、八千代市へ提出してください。
- ・上記以外の事業所は、千葉県へ提出してください。

2 市へ登録申請を行う

運営規程の変更後、「八千代市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（第1号様式）」に必要事項を記載し、変更後の運営規程（写し）を添付の上、市へ提出してください。

市は、事業所から申請書を受領後、申請内容を審査し、拠点等事業を実施する事業所として適当と認めた場合には登録を行います。（申請した事業所に対し、判定結果を通知します。）

なお、拠点等の機能を担う事業所として市が認めた事業所につきましては、市のホームページ等において公表（登録申請内容を掲載）しますので、予めご了承ください。

※ 登録後、次の事項に該当する場合は登録の取消を行います。

- (1) 千葉県又は八千代市からの指定を受けなくなった場合
- (2) 市への申請及び報告において、虚偽の記載や不祥事の隠蔽など、信義則に欠けると判断される行為があった場合
- (3) その他市長が登録事業所として不適当と認めた場合

3 事業の実施

登録の通知を受けた事業所は、事業の実施をお願いします。

なお、拠点等の機能を実施した際に請求できる加算は4頁以降の表で確認してください。（一部、登録をしなくても要件を満たせば加算の算定が可。）

※ 千葉県から指定を受けている事業所は、加算の取得に当たり、別途加算に関する届出が必要となります。

◆ 登録後、次のような場合は市への手続きが必要です

- ・登録内容を変更した場合

⇒「八千代市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（第2号様式）」を提出してください。

- ・事業の廃止又は休止を行う場合／休止している事業を再開する場合

⇒「八千代市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（第3号様式）」を提出してください。

※ 登録に係る申請書等の様式は、八千代市ホームページに掲載します。

○地域生活支援拠点等に係る加算

機能	対象事業	加算	加算単位	要件
相談機能の強化	計画相談支援（者・児）	地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位／回 月4回を限度	特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合。
	自立生活援助、計画相談支援（者・児）、地域移行支援、地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化加算	500 単位／月	- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合。 - 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。 ※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。
緊急時の受入れ	短期入所	地域生活支援拠点登録に係る加算	100 単位／日	地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算。（緊急時の受入れに限らない）
			+200 単位／回	市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算。

緊急時の受入れ	短期入所	緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	270 単位／日	介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算可能。 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。
		緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	500 単位／日	
		定員超過特例加算	50 単位／日	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。（10 日を限度） ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。
	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100 単位／回	緊急時の対応を評価する加算。 （月 2 回を限度）
			+50 単位／回	地域生活支援拠点に位置付けられ，かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算。
	自立生活援助	緊急時支援加算（Ⅰ）	711 単位／日	緊急時の対応を評価する加算。
			+50 単位／回	地域生活支援拠点に位置付けられ，かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算。
	地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）	734 単位／日	緊急時の対応を評価する加算。
			+50 単位／回	地域生活支援拠点に位置付けられ，かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算。
	生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援 A 型・B 型	緊急時受入加算	100 単位／日	地域生活支援拠点等に位置付けられ，かつ，関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において，障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に，夜間に支援を行った場合。

体験の機会・場の提供機能の強化	生活介護, 自立訓練（機能訓練）, 自立訓練（生活訓練）, 就労移行支援, 就労継続支援 A 型・B 型	体験利用支援加算	500 単位／日（初日から 5 日目まで） +50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）	指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合。 地域生活支援拠点に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算。
	地域移行支援	体験利用加算	250 単位／日（6 日目から 15 日目まで） +50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）	
	施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120 単位／日	地域生活支援拠点に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している事業所から、地域移行支援により、体験的な宿泊支援を利用する場合。
		地域移行促進加算（Ⅱ）	60 単位／日	入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合。（1 月につき 3 回を限度）
	地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅰ）	300 単位／日 +50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）	体験的な宿泊支援を行った場合。（体験宿泊加算（Ⅱ）と合計して 15 日を限度） 地域生活支援拠点に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算。
		体験宿泊加算（Ⅱ）	700 単位／日 +50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、体験的な宿泊支援を行った場合。（体験宿泊加算（Ⅱ）と合計して 15 日を限度） 地域生活支援拠点に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算。

専門的人材の確保・養成の機能の強化	生活介護、施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）	①360 単位／日 ②+150 単位／日	①生活支援員のうち 20 %以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき 個別支援を行った場合。（※個別支援を開始した日から 180 日以内は+500 単位／日） ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、①に加え 150 単位/日（※個別支援を開始した日から 180 日以内は①※に加え+200 単位／日）
		重度障害者支援加算（Ⅲ）	①180 単位／日 ②+150 単位／日	①生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。（※個別支援を開始した日から 180 日以内は+400 単位／日） ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、①に加え+150 単位／日（※個別支援を開始した日から 180 日以内は①※に加え+200 単位／日）
	短期入所	重度障害者支援加算（Ⅰ）	①50 単位／日 ②+50 単位／日	①区分6かつ行動関連項目 10 点以上の者等を受け入れた場合。（※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+100 単位／日） ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合、①に加え+50 単位／日

専門的人材の確保・養成の機能の強化	短期入所	重度障害者支援加算（Ⅱ）	①70 単位／日 ②+50 単位／日	①区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者等を受け入れた場合。（※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合。 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合、①に加え+50 単位／日
	共同生活援助	重度障害者支援加算（Ⅰ）	①360 単位／日 ②+150 単位／日	①生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。（※個別支援を開始した日から 180 日以内は+500 単位／日） ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、①に加え+150 単位／日（※個別支援を開始した日から 180 日以内は①※に加え+200 単位／日）
		重度障害者支援加算（Ⅱ）	①180 単位／日 ②+150 単位／日	①生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。（※個別支援を開始した日から 180 日以内は+400 単位／日） ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 ② ①を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、①に加え+150 単位／日（※個別支援を開始した日から 180 日以内は①※に加え+200 単位／日）

地域の体制 づくりの機 能の強化	計画相談支援 (者・児)	地域体制強化 共同支援加算	2,000 単位 ／月	地域生活支援拠点として位置付けられた事業所の相談支援専門員が、支援が困難な計画相談支援の対象者に対して、サービスを提供する事業者3者以上と会議等で情報共有や支援内容の検討を行い、対象者への説明、指導、支援等を共同で実施するとともに、地域課題を整理したうえで、協議会等で文書により報告した場合に加算する。(1人につき月1回を限度)
------------------------	-----------------	------------------	----------------	--

